

地下水等水質調査結果集計表(令和6年度下半期 R6.10 ~R7.3)

(超) = 水道法に基づく水質基準値 (トリクロロエチレン=0.01mg/l、テトラクロロエチレン=0.01mg/l、1,1,1-トリクロロエタン=0.3mg/l、シクロヘキサン=0.02mg/l) 超過、(内) = 水質基準値以内、(ND) = 検出限界値未満

区分・種別	実施 カ 所 数	水道水源												河川水												井戸水												湧水												計															
		トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			ジクロロメタン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			ジクロロメタン																								
		超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND	超	内	ND																						
沼津市	23			14			2			6			2												3	2	10		5	5			10								3	2	24		5	7			16			2													
熱海市	11																								7			7			7			4			4			4			11			11			11																
三島市	9			3			3			3			3			1			1			1			3			3			3			2		1	1			2			9		1	8			9			3													
御殿場市	6																							3	3	4			1			1		3	3							3	6	7			1			1															
裾野市	5													3				3		3												2				2		2				5				5		5																	
長泉町																																																																	
小山町	12														12			12				12																					12			12			12																
清水町	1														1			1				1																						1			1			1															
函南町																																																																	
企業局	1																																	1			1			1			1			1			1																
計	68			17			5			9			5		3	14			17		3	14	6	5	24		5	16			21		5	10		1	8		2	7	6	13	65		6	46		5	51			5													

＜検出限界値について＞
水道水源の検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）による。検出限界値は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン[＊]の3物質について0.001mg/l、ジクロロメタン0.002mg/lとなるが、河川水、井戸水、湧水の検査では、平成9年環境省告示第10号により、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについては、その検出限界値である0.0005mg/lとし、トリクロロエチレンについては、水道水源と同じ0.001mg/lとした。
ただし、各団体により採用している検査方法が異なるため、水道水源と同じ分析方法を採用している場合は＊印を付し、検出限界値が異なることを示した。

なお、平成16年4月1日より、1,1,1-トリクロロエタンは水質基準項目から水質管理目標設定項目に変更された。
また、トリクロロエチレンの水道水質基準値については平成23年4月1日より、0.03mg/l→0.01mg/lに変更された。